

いじめ防止基本方針

令和5年4月6日
睦沢町立睦沢小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 基本的な考え方

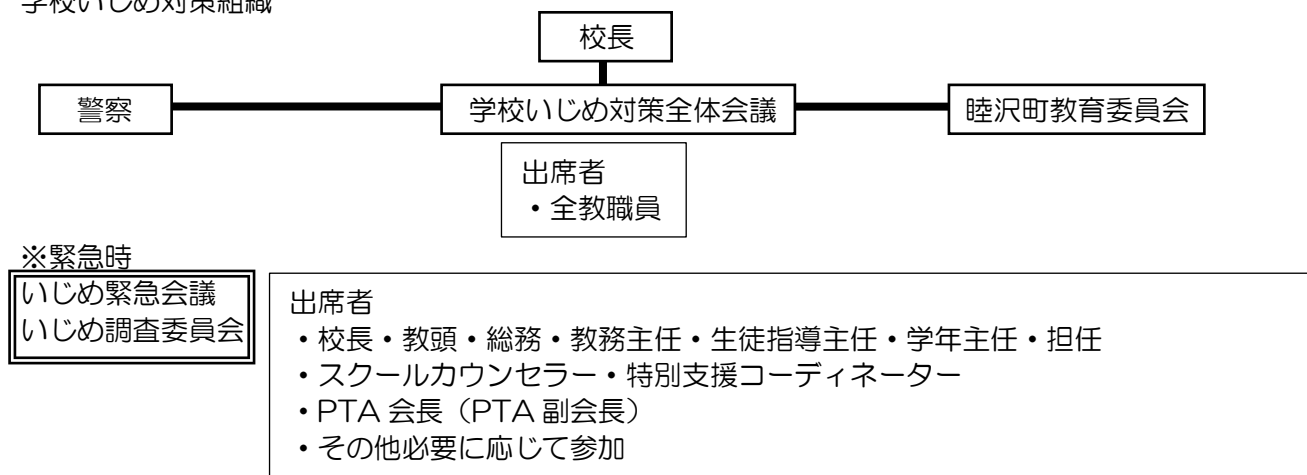
いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、教職員の意見、および児童や保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ② いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③ 言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒体とするいじめの対応策等、教職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④ いじめの実態及び、いじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に対し、取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果ある検証と取り組みの改善を図る。

3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に、これに対処し、さらにその再発防止に努める。

4 学校いじめ対策組織



5 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ① 児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ② 保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりでいじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③ 教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。

- ④ 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開をする。
- ⑤ 道徳教育の充実を図り、道徳的な判断力、心情、実践意欲を育てる。
- ⑥ ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑦ 「いのちを大切に作るキャンペーン」等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑧ 「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会）を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

○予想される態様 < > 内は抵触する可能性のある刑罰法規

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。 <脅迫、名誉毀損、侮辱>
イ 仲間はずれ、集団による無視。 <刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要>
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 <暴行>
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 <暴行、傷害>
オ 金品をたかられる。 <恐喝>
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 <窃盗、器物破損>
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 <強要、強制わいせつ>
ク パソコンや携帯電話等、インターネットを介して誹謗中傷や嫌なことをされる。 <名誉毀損、侮辱>

- ⑨ 毎月10日を「いじめ0の日」とし、実態調査やいじめ防止・撲滅に向けた活動を行い、いじめをなくしていく機運を高める。

(2) いじめの構造（いじめの4層構造）

- ・いじめる児童
- ・観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- ・傍観者（見て見ない振りをする）
- ・いじめられる児童

いじめの継続や拡大には、いじめる児童といじめられる児童以外の観衆や傍観者の立場にいる児童が大きく影響している。観衆はいじめを積極的に是認し、傍観者はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

(3) いじめの早期発見のための取り組み

SOSの出し方教育

- 4月中に実施する。→ 後日提案

アンケート調査や面談等

- ① 年に9回（5月～2月）いじめ実態調査を行う。特に7月・11月は詳細な調査（学校生活アンケート）を行い、結果をもとに児童と教育相談を行う。
- ② 保護者との面談（7月・12月）の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

いじめの相談や通報等

- ① 学校における相談窓口は、担任や生徒指導主任及び教頭とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ② 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「**4つの勇気**」の啓発を行う。
(やめる勇気・とめる勇気・話す勇気・みとめる勇気)

その他

- ① 担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ② 担任は自分の知り得たどんな小さな情報でも生徒指導主任に報告する。
(一人で抱え込まない)
- ③ 「心の郵便ポスト」を活用し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ④ いじめを知った場合やいじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ⑤ 外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

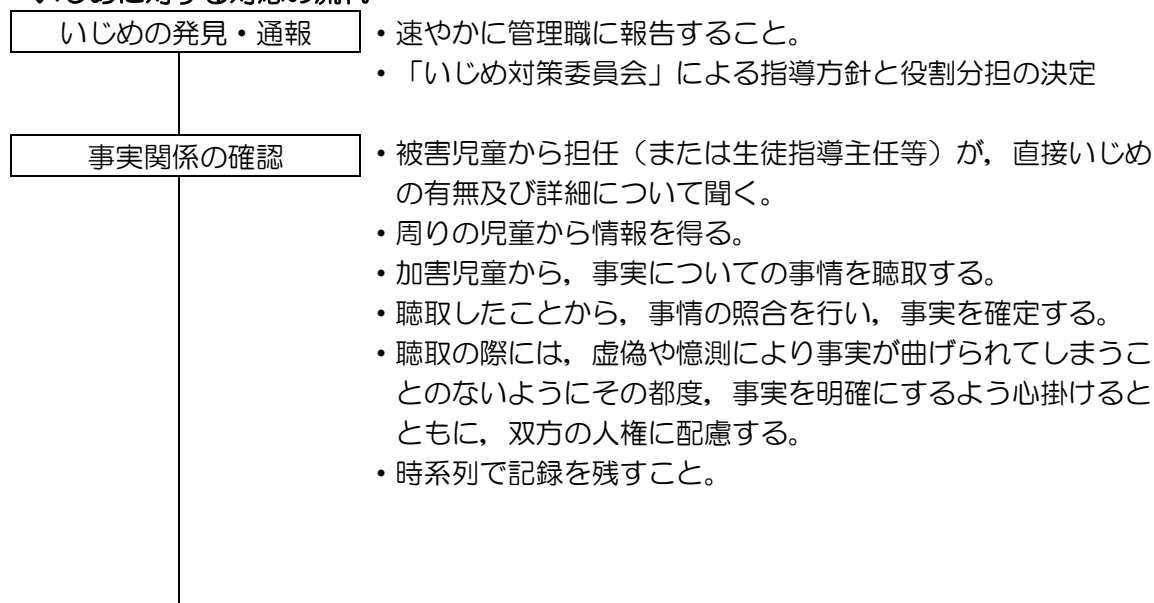
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
東上総教育事務所相談室	23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741
子どもの人権110番(千葉法務局内)	0120-007-110
スクールカウンセラー	前田 早苗 先生

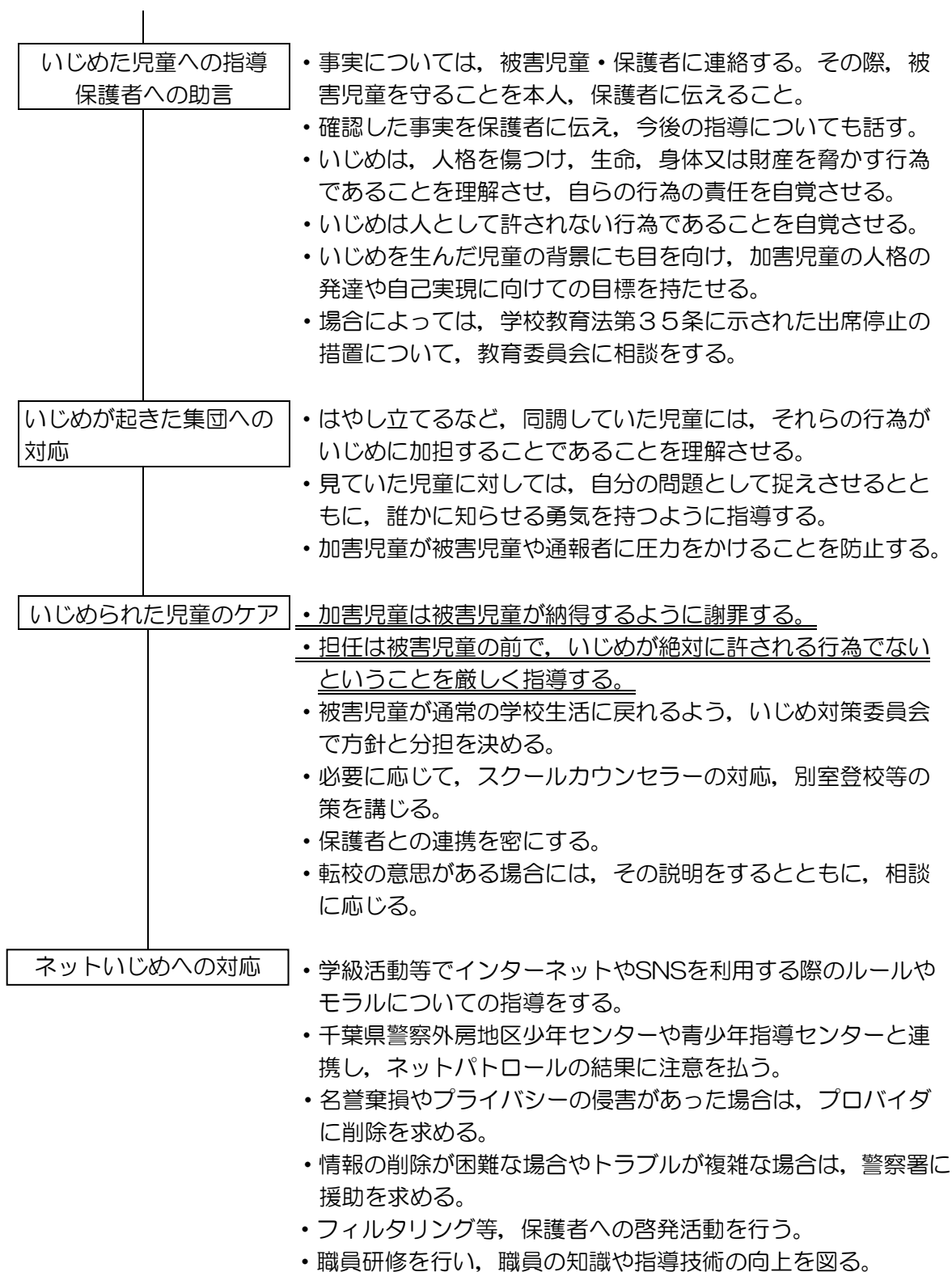
(4) いじめを認知した場合の対応について

ア 基本的な考え方

- ① いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ② いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③ いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④ いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤ 所轄警察等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥ いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。
- ⑦ いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず、校長・教頭に適切な報告等がなされること。

イ いじめに対する対応の流れ





6 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（第28条）

- ・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
 - 自殺を企図した場合
 - 心身に重大な障害を被った場合
 - 金品の重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告（第30条）

- ・重大事態が発生した場合には、速やかに国に報告をする。

(3) 重大事態への対応

- ・重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

① 連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 睦沢町教育委員会

↓
保護者・児童

- ・必要に応じ教育委員会の指導のもと、警察署に連絡する。
 - ・事案によっては、学校すべての保護者に説明するの是非を判断し、当該児童や保護者の同意を得たうえで、緊急保護者会を開催する。
 - ・緊急時には、臨機応変に対応する。また、管理職は、教育委員会に報告する。
 - ・外部との窓口は教頭に一本化し、対応する。
 - ・学校いじめ対策委員会を招集し、具体的な調査等を関係機関と連携をとりながら進める。
- ② いじめ対策組織の招集（第28条）
- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
 - ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。更に、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査（第28条）
- ・調査にあたっては、被害児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。
- ア 被害児童からの聞き取りが可能な場合
- 該当児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、又は質問紙調査を行う。
 - 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先する。
- イ 被害児童からの聞き取りが不可能な場合
- 保護者の要望や意見を十分に聞く。
 - 関係職員、関係児童から聞き取り、又は質問紙調査を行う。
- ウ 調査結果の情報提供
- 調査結果については、被害児童及び保護者に結果の提供を行う。
 - 調査結果については、睦沢町教育委員会に結果の報告を行う。
- ④ 加害児童への指導
- ・加害児童への指導については、「5（4）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
 - ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
 - ・報道や事実に関する話題の拡散により、加害児童の人権が侵害されることも考え、警察との連携を密にする。
 - ・被害児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、加害児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて指導をしていく。
- ⑤ 被害児童への指導
- ・被害児童への指導については、「5（4）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
 - ・被害児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連携体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
 - ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

7 指導について

(1) いじめを受けた児童への指導・措置

- ・安心して学校に通学するための措置を講じること。
- ・心のケアをすること。（スクールカウンセラーの活用）
- ・加害児童への指導や家庭への連絡等について説明すること。
- ・今後の不安な点を聴取し、対応策を示すこと。

(2) いじめる児童への指導・措置

- ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるよう厳しく指導すること。
- ・被害児童を守るため（物理的・精神的）の対応をとること。
（例）別室での授業・出席停止・警察との連携 等
- ・聴取の体制（役割分担）を決め記録を保存（手書き、電子ファイル）すること。
- ・聴取時間は最長一時間とする。聴取場所は相談室等、静かでプライバシーが保たれる場所で行う。また、休憩・食事時間、暴言や威圧等の不適切な聴取方法を禁止する。

(3) 「観衆」「傍観者」への指導

- ・観衆はいじめを積極的に是認し、傍観者はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っていることについて人権集会等で指導する。
- ・「いじめゼロ宣言」を全校児童、全教職員で徹底して守り、「いじめゼロ」の学校を目指す。

(4) いじめが解消しても継続して様子を見守る。（3か月）

- ・毎週、直接当該児童と面談する。
- ・毎月、記録簿へ記入する。（アンケートで3か月いじめ無しとなるまで）

(5) 調査結果は被害児童、保護者へ情報を提供すること。また、加害児童、保護者へいじめの事実を通知すること。

8 公表、評価、点検・見直し、研修について

(1) 公表

- ・ホームページに「いじめ防止基本方針」を掲載する。

(2) 評価

- ・学校評価に学校のいじめ防止への取組に関する項目を入れ、分析を行う。また、これに基づいた対応を取る。

(3) 点検・見直し

- ・児童の実態、学校評価の結果を分析し年度末までに見直しを行う。
（アンケート調査、個人面談、教育相談の実施）
- ・いじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- ・方針の策定・見直しにあたっては、学校評価の結果を活用し、教職員・児童・保護者の意見を取り入れる。

(4) 研修

- ・教職員のいじめ対応力の強化や、いじめ問題に組織的対応ができるよう意図的、計画的に校内研修を実施する。（例：いじめ防止基本方針の確認・学校人権教育・ネットいじめに関する内容等）

9 年間指導計画（予定）

月	学校行事	学校いじめ防止対策	その他・備考
4月	始業式・入学式 地区児童会 授業参観・学級懇談会 家庭確認・避難訓練 児童集会	いじめ対策委員会 学校いじめ防止対策基本方針及び 組織の決定 学校ホームページへの掲載 相談窓口の周知	・心の郵便ポストの 設置 ・点検（常時）
5月	避難訓練	いじめ実態調査① いじめ対策委員会	
6月	避難訓練・郡市陸上大会 交通安全教室 授業参観 5年宿泊校外学習	いじめ実態調査② いじめ対策委員会 いじめ防止キャンペーン <u>学校生活アンケート</u>	
7月	地区児童会 保護者面談 夏季休業	第1回教育相談 いじめ実態調査③ いじめ対策委員会 職員研修	
9月	避難訓練 6年修学旅行	いじめ実態調査④ いじめ対策委員会	・心のアンケート
10月	終業式 始業式 新体カテスト 運動会	いじめ実態調査⑤ いじめ対策委員会	
11月	授業参観 避難訓練 特支合同学習会 就学時健康診断	いじめ実態調査⑥ いじめ対策委員会 いじめ防止キャンペーン <u>学校生活アンケート</u>	
12月	校内マラソン大会 地区児童会 保護者面談・冬季休業 6年職場見学	第2回教育相談 いじめ実態調査⑦ いじめ対策委員会	
1月	避難訓練	いじめ実態調査⑧ いじめ対策委員会	・心のアンケート
2月	学力検査	いじめ実態調査⑨ いじめ対策委員会	
3月	卒業を祝う会 地区児童会・卒業式 修了式	いじめ対策委員会	